



犯罪は世につれ、世は犯罪につれ



馬場 基尚（元香川県弁護士会会長）



1, 歌は世につれ世は歌につれという。歌は世の成り行きにつれて変化し、世のありようも歌の流行に影響されることを意味している。歌は、詩でその時々の人的心情や感情を表現し、それを旋律に乗せる表現行為であるから、世の有り様を表現したり、その表現から人の人の気持ちを影響を与えて社会を動かすことになるのであろう。そのような視点から穏当ではない言葉遊びをしてみると、犯罪は世につれ、世は犯罪につれともいえよう。犯罪をひらたくいうならば、その社会に属している人が嫌悪し禁圧したいと考える行為である。人びとの嫌悪の対象であるからその時々の人々の価値観が投影され、またその犯罪の存在が法律を変え、社会を変えていくという意味でも犯罪は「犯罪は世につれ、世は犯罪につれ」だと言えるわけだ。



2, 今、社会が騒ぐ害悪に「児童虐待」という行為がある。刑罰法規に振れるかという観点からは、暴行、脅迫、傷害、保護責任者遺棄致死、殺人などと呼ばれることもある。こども家庭庁は本年9月7日、令和4年度の児童相談所による児童虐待相談対応件数（速報値）を公表した。件数は21万9,170件で、前年度より11,510件（+5.5%）増え、過去最多を更新したとのことである。人口が減っている中で年度比5.5%とは異様な増加率である。この情報に接した人は、「児童虐待は禁圧すべきである。重く処罰しろ。」などと思うかも知れない。



ところで、こんな法律が平成12年に生まれている。児童福祉法の運用をより実効化し深刻化する児童虐待の予防、およびその施策を促進することを目的とする「児童虐待の防止等に関する法律」である。

もちろん児童虐待が騒がれ出した時代の要請があって制定されたものだが、同法第5条において、学校・病院等の教職員・医師・保健師・弁護士等は、児童虐待に関して早期発見に努めなければならないとし、且つ国民全員に「虐待を受けたと思われる児童を発見した場合」の通告を義務としている（児童虐待防止法第6条）。少し乱暴な言い方をすれば、国民全員に児童虐待の監視通報義務を課しているのである。



もともと、同調圧力の高い国民性である。法律でそれが義務づけられたとなると自警団が正義のお墨付きを得たと自己の正義感を露わにされる方々も出現しているようにも聞く。近年の児童相談所による児童虐待相談対応件数の増加は、暗数（警察などの公的機関が認知している犯罪の件数と実社会で起きている件数との差）が、法律の規定で監視義務とされたことやそれが報道され社会問題として価値が共有されたことによってより顕在化しやすくなっているというのが原因ではないかと思われる。

3, つい最近, 実母が乳児に暴行を加えて重篤な傷害を負わせたという事件を担当した。守秘義務があるので, 事実は捨象し, 事件を担当した弁護人の感想で結びに替える。

今も普通に「母は子を慈しむべき存在であるべきだ」という価値観がある。だから, 子を慈しみ健全に育てるべき母親が, 子を虐待するのは, 社会倫理を逸脱した鬼の所業であり, 重罰を科するべきであると続く。今回の判決も重く感じている。



しかし, 社会における子育ての有り様は, 中世から近世にかけての農耕社会, 太平洋戦争前の軍国の中の家族, 太平洋戦争後の核家族で, 大きく異なる。母と子の権利義務は一部普遍的なものもあるもののその時々社会が「母」に何を期待しているかによって大きく異なる。婚姻を当事者の同意のみに成立させ核家族化が進み, 個々の家庭はプライバシーという権利で秘匿性が保障され, 逆にその家庭に子育ての権利と責任を与えざるを得なかった。(幾分弱まってきているとは言え) 男や外, 女はうちという儒教的な家族倫理も相まって, 「母は子を慈しむべき存在」という言葉が母親の義務と結びついて強く「母」を拘束する。そのストレスが虐待という行為に結びついていくように感じた。また, それに反した虐待を行った母を裁判所は重く処罰した。それが社会の要請なのであろう。

4, 「犯罪は世につれ, 世は犯罪につれ」という。人が害悪と感じるものを法律で犯罪化し, さらにそれを重罰化することにより, それがまた人の意識に影響を与え, 様々な社会現象を生んでいく。犯罪を分析することはより社会をよく知ることに繋がる。そんな気持ちで次の事件に取り組んでいる。

